

《利用料金(1ヶ月あたり)》

(契約書第8条参照)

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス利用料金をいったんお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を市町村窓口へ提出し、料金の払戻しを受けることができます。

	項 目	単 位
基 本	要介護 1・2	1,042単位/月
	要介護 3・4・5	1,353単位/月
加 算	特定事業所加算 III 一定の条件の下、評価された事業所に対して加算されます	300単位/月
	初回加算 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分の2段階以上変更された場合	300単位/月
	入院時情報連携加算 I 入院にあたって病院等を訪問し、必要な情報提供を行った場合	200単位/月
	入院時情報連携加算 II 入院にあたって病院等を訪問する以外の方法により、病院等職員に対して必要な情報提供を行った場合	100単位/月
	退院・退所加算 退院又は退所にあたって病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合	300単位/月 (入院期間中3回程度)
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際に援助した場合	300単位/月
	看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 看護小規模多機能型居宅介護を開始する前に必要な情報を提供した場合	300単位/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算 病院等の求めにより、病院等職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じてサービス調整を行った場合	200単位/月

※介護報酬は1単位に10,21円(玉村町地域加算)を掛けた金額となります。

※介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

■介護保険の給付対象にならないサービス(利用料金が全額利用者の負担となります。)

・交通費 通常の実施区域外への交通費用	40円/km
・複写物の交付 サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合の実費	10円/枚

玉村町居宅介護支援にしき園

担当介護支援専門員

氏 名

連絡先 0270-64-6666